

田原会計 NEWS

2024 年 9 月 10 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

社会保険適用拡大回避について

令和 6 年 10 月より社会保険適用拡大

社会保険の適用拡大とは短時間労働者の社会保険の加入対象を拡大する制度改正です。今まで 2 度制度拡大され最初は被保険者 500 名以上企業、2 度目は 100 名を超える企業に、そして令和 6 年 10 月に 50 名を超える企業に適用されます。適用基準は

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上
- ・所定内賃金が 8.8 万円以上
- ・昼間学生でないこと
- ・雇用期間が 2 か月以内に限られていないこと

適用拡大を望まない人もいる

対象者となった方の中には社会保険の加入を嫌う短時間労働者もいます。配偶者の扶養に入り保険料を払わずに適用を受けている 3 号被保険者に該当する場合です。自ら社会保険に加入すると健康保険料と厚生年金保険料を負担することになるので手取りは減るでしょう。

また、配偶者 (夫) の会社の配偶者手当の条件が扶養に入っていることとなっていると、配偶者の給与から手当が外される場合もあります。つまり世帯年収が減少します。こうした状況を不利益として加入を避けようとする動きがあります。

転職か労働時間の短縮か

新たに社会保険に加入することを避ける方法は加入者の少ない事業所に転職するか、今の会社に相談して 1 週間の所定労働時間を 20 時間未満とすることですが、そのために転職して不慣れな職場に就いて慣れるようにするのか、また、現在の労働時間を週 20 時間未満にすれば雇用保険からは抜け、今まで払ってきた雇用保険料は無駄になりますし退職しても雇用保険は受け取れません。現在、社会保険適用拡大は今後も従業員数に関係なく進める案が検討されています。

メリットもあり

加入により国民年金だけよりも将来受け取る年金額が増えることは明らかです。健康保険も傷病手当金や出産手当金も受けられます。会社は対象となる方には個別説明が必要です。負担する保険料額や配偶者の給与が変化する点も説明が必要でしょう。

キャリアアップ助成金の年収の壁対策「社会保険適用時処遇改善コース」の利用等も検討してみてもいいかもしれません。



対象者にメリット・デメリット両方の説明が必要ですね